

マイナンバー記入と本人確認資料提示のお願い

マイナンバー法の施行に伴い、保育所等の入所手続の書類（「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼 施設利用申込書」）にマイナンバーの記入が必要です。マイナンバーは、支給認定や保育所等への入所、利用者負担額（保育料）の算定・徴収に関する事務において利用します。

マイナンバーを使う手続の際には、他人の成りすまし等を防止するため、本人確認を行います。

本人確認では、次の二点の確認を行いますので、必要な確認資料をご持参ください。

- ①正しいマイナンバーであることの確認（マイナンバー確認）
- ②手続を行っている方がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（身元確認）

●保護者（父または母）が提出する場合

①マイナンバー確認資料 （正しいマイナンバーであることの確認）	②身元確認資料 （マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）
顔写真付きのマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみでマイナンバー確認、身元確認が行えます。	
・通知カード または ・マイナンバーが記載された住民票の写し 等	【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）】 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等 または 【身分証明書（以下の書類から2点）】 ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

●代理人が提出する場合

祖父母等、保護者（申込児童の父と母）以外の方が申込手続に来られる場合、保護者のマイナンバー確認資料と併せて、委任状と代理人の方の身元確認資料が必要となります。